

Ⅱ 規 制 基 準

1 一律排水基準

(1) 根拠法令

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

(2) 適用区域

- ① T-N、T-P以外の項目……………県全域
- ② T-N、T-P……………瀬戸内海、有明海、入津（旧蒲江町の一部）及びこれらに河川等を通じて流入する区域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）
※更にT-Pについては、北川ダム等21の湖沼及びこれらに河川等を通じて流入する区域を含む。

(3) 適用事業場

有害物質……………全ての特定事業場
その他の物質や項目……………日平均排水量が50m³以上の特定事業場

(4) 規制項目

有害物質（28項目）及びその他の物質や項目（15項目）

(5) 一律排水基準

有害物質……………表7のとおり
その他の物質や項目……………表8のとおり

表7 有害物質に関する一律排水基準
（排水基準を定める省令 別表第1 平成27年9月18日環境省令第33号改正）

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/ℓ 海域 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ

表8 その他の物質や項目に関する一律排水基準

(排水基準を定める省令 別表第2：平成18年11月10日環境省令第33号改正)

[単位：mg/ℓ (ただし、pHは無単位、大腸菌群数は個/cm³)]

項目	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物 質 量 (SS)	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分)		フェノー ル 類
					鉱油類	動植物 油脂類	
基準値	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0	160 (120)	160 (120)	200 (150)	5	30	5

項目	銅 (Cu)	亜鉛 (Zn)	溶解性鉄 (Sol-Fe)	溶解性 マンガン (Sol-Mn)	クロム (T-Cr)	大腸菌 群 数	窒 素 (T-N)	磷 (T-P)
基準値	3	2	10	10	2	(3,000)	120 (60)	16 (8)

備 考 1 () 内の数値は、日間平均値

2 BODは海域及び湖沼以外の公共用水域に、CODは海域及び湖沼に排水する特定事業場に適用される。

(6) 暫定排水基準

ア 有害物質 (3項目)

(ア) ほう素及びその化合物

表9のとおり

※平成31年6月30日まで適用される。

(イ) ふっ素及びその化合物

表10のとおり

※平成31年6月30日まで適用される。

(ウ) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

表11のとおり

※平成31年6月30日まで適用される。

イ T-N、T-P

表12、13のとおり (平成25年9月4日環境省令第20号 附則別表)

※平成30年9月30日まで適用される。

ウ 亜鉛

表13-2のとおり (平成18年11月10日環境省令第33号 附則別表)

※平成28年12月10日まで適用される。

表9 ほう素及びその化合物に係る暫定的な排水基準

(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

業種その他の区分	許容限度
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	50
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	140
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500

表10 ふっ素及びその化合物に係る暫定的な排水基準

(単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

業種その他の区分	許容限度
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50

表 1 1 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1 リットルにつきミリグラム)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
下水道業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定公共下水道事業に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	1 3 0
酸化コバルト製造業	1 6 0
畜産農業	6 0 0
ジルコニウム化合物製造業、	7 0 0
モリブデン化合物製造業	1 5 0 0
バナジウム化合物製造業	1 6 5 0
貴金属製造・再生業	2 9 0 0

表 1 2 窒素含有量に係る暫定的な排水基準

業 種	排水基準値 (mg / l)	
	最 大 値	日間平均値
天然ガス鉱業	1 6 0	1 5 0
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。）	1 7 0	1 4 0
酸化コバルト製造業	4 0 0	1 2 0
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析行程を有するものに限る。）	4, 2 5 0	3, 5 0 0

備 考

一の業種に属する事業場が同時に他の業種に属する場合において、それらの業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものとする。

表 1 3 燐含有量に係る暫定的な排水基準

業 種	排水基準値 (mg / l)	
	最 大 値	日間平均値
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。）	2 5	2 0

備 考

一の業種に属する事業場が同時に他の業種に属する場合において、それらの業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものとする。

表 1 3 - 2 亜鉛含有量に係る暫定的な排水基準

(単位 1 リットルにつきミリグラム)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
金属鉱業	5
電気めつき業	
下水道業（一定の条件に該当するものに限る。）	

2 上乘せ排水基準

(1) 根拠法令

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
(昭和47年大分県条例第46号 最終改正平成14年大分県条例60号)

(2) 適用区域

瀬戸内区域及び入津（7頁の図4参照）

(3) 適用事業場

日平均排水量が50m³以上の特定事業場

(4) 規制項目

COD、SS、油分（鉱油類、動植物油脂類）

(5) 規制基準

表14のとおり

表14 上乗せ排水基準

(単位 mg/ℓ)

業 種 名	上乗せ基準 (既設)					上乗せ基準 (新設)					
	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	
金 属 鉱 業	—	15 (10)	20 (15)	その他の業種に同じ	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15 (10)	15 (10)	その他の業種に同じ	7	
						10000m ³ 以上	10 (5)	同上	5		
食 料 品 製 造 業	果実缶詰製造業	—	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	
						100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7	
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7	
						10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5	
	乳製品製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	60 (40)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
	畜産食品製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	90 (60)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	70 (50)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
	パン・菓子製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	80 (50)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	80 (50)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
	冷凍調理食品製造業 清涼飲料水製造業 蒸留酒・混成酒製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	60 (40)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
	清酒製造業	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	60 (40)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	50 (30)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
	そ の 他	50m ³ 以上 100m ³ 未満	110 (80)	110 (80)	同上	10	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	80 (60)	80 (60)	同上	10	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	45 (30)	45 (30)	同上	7
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	60 (40)	60 (40)	同上	7	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	30 (20)	同上	7
		10000m ³ 以上	30 (20)	30 (20)	同上	7	10000m ³ 以上	15 (10)	15 (10)	同上	5
パルプ・紙・ 紙加工品製造業	クラフトパルプ製造業	—	100 (75)	45 (30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	20 (15)	同上	7
							10000m ³ 以上	15 (10)	20 (15)	同上	5
	機械すき紙製造業	—	80 (60)	30 (20)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45 (30)	15 (10)	同上	7
							10000m ³ 以上	同上	同上	同上	5
	古紙を原料とする板紙製造業	—	80 (60)	45 (30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45 (30)	15 (10)	同上	7
							10000m ³ 以上	同上	同上	同上	5
	その他	—	30 (20)	45 (30)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30 (20)	20 (15)	同上	7
							10000m ³ 以上	15 (10)	20 (15)	同上	5

業 種 名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
			排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類
化学工業	有機化学工業製品製造業	合成染料、染料医療中間物、有機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業	—	70(50)	35(25)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7
		その他	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	20(15)	20(15)	2	—	10000m ³ 以上	10(5)		1	5
			10000m ³ 以上	10(5)	15(10)	1	—	—	—	—	—	
	その他	—	30(20)	45(30)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
							10000m ³ 以上	10(5)		同上	5	
	石油精製業	—	15(10)	15(10)	1	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7	
10000m ³ 以上							10(5)	1		5		
窯業・土石製品製造業	—	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
鉄鋼業	—	15(10)	20(15)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		1	5		
非鉄金属製造業	—	15(10)	30(20)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
金属製品製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
電気機械器具製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10000m ³ 以上	10(5)		同上	5		
採石業及び砂・砂利・玉石採取業	—	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	—	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	30(20)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10000m ³ 以上			30(20)	同上	5	
洗たく業	—	80(60)	80(60)	同上	10	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10000m ³ 以上			30(20)	同上	5	
と畜場	—	60(40)	90(70)	同上	10	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1000m ³ 以上 10000m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10000m ³ 以上			30(20)	同上	5	
し尿処理施設	処理対象人員 2000人未満	80(60)	90(70)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	45(30)	70(50)	同上	7		
	処理対象人員 2000人以上	45(30)		同上	—	10000m ³ 以上				5		
	その他	45(30)		同上	—	—				—		
下水道終末処理施設	—	30(20)	90(70)	同上	—	50m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	90(70)	同上	7		
						10000m ³ 以上				5		
輸送用機械器具製造業	—	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	—	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	30(20)	35(25)	2	7	
		1000m ³ 以上	30(20)	30(20)	2	—	1000m ³ 以上	15(10)	15(10)	2	5	
その他	—	50m ³ 以上 100m ³ 未満	90(60)	110(80)	2	—	50m ³ 以上 100m ³ 未満	60(40)	60(40)	2	7	
		100m ³ 以上 1000m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	—	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	35(25)	35(25)	2	7	
		1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	30(20)	30(20)	2	—	1000m ³ 以上 10000m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7	
		10000m ³ 以上	15(10)	15(10)	1	—	10000m ³ 以上	10(5)	10(5)	1	5	

- 備考 1 「既設」とは、昭和49年8月1日において既に設置されていた特定事業場（昭和49年8月1日において既に着工されていたものを含む。）及び平成3年4月1日において既に設置されていたみなし指定地域特定施設のみを設置する特定事業場（平成3年4月1日において既に着工されていたものを含む。）をいう。
- 2 「みなし指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2に規定する施設をいう。
- 3 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 4 し尿処理施設の業種（施設）に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。
- 5 排水量区分は、日平均排水量で区分する。
- 6 （ ）内は日間平均値である。

3 総量規制基準

(1) 根拠法令

水質汚濁防止法第4条の5

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成24年2月28日大分県告示第141号）

(2) 適用区域

瀬戸内区域（7頁の図4参照）

(3) 適用事業場

日平均排水量が50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）

(4) 規制項目

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）

(5) 総量規制基準の算出

① 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であって、同日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であって、	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

	同日以後許可の申請等がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。)であって、同日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。)であって、同日以後許可の申請等がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成3年4月1日以後許可の申請等がされた特定施設(指定地域特定施設を含む。)が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。)の施行	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

	により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	
1 2	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成3年10月1日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
1 3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 4	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成9年12月1日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
1 5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 6	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成10年6月17日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
1 7	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 8	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成12年3月1日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
1 9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成12年政令第391号。以下「平成12年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2 0	平成12年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成12年10月1日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

	事業場	
2 1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2 2	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成13年7月1日以後許可の申請等がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
2 3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2 4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成24年5月25日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

ア 既設の指定地域内事業場(昭和55年6月30日以前に設置されたもの)もしくは政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場または事業場

$$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

イ 新・増設の指定地域内事業場(昭和55年7月1日以後に特定施設の新增設が行われたもの及び今後新增設するもの)

$$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$$

ア、イの算式の符号は、それぞれ次のとおりです。

Lc : 排出が許容される汚濁負荷量(単位 $kg/日$)

Cc_j : 表15の Cc_j の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 mg/l)

Cc_i : 表15の Cc_i の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 mg/l)

Cc 、 Cc_o : 表15の Cc 、 Cc_o の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 mg/l)

Qc_j : 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 $m^3/日$)(ただし、12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日、24の項にあつては平成24年5月25日)

Qc_i : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 $m^3/日$)(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日)

Qc 、 Qc_o : 特定排出水の量(Qc_i 及び Qc_j を除く。)(単位 $m^3/日$)

② 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であって、同日以後許可の申請等の変更がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成24年5月25日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

ア 既設の指定地域内事業場（平成14年9月30日以前に設置されたもの）もしくは政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

イ 新・増設の指定地域内事業場（平成14年10月1日以後に特定施設の新增設が行われたもの及び今後新增設するもの）

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

ア、イの算式の符号は、それぞれ次のとおりです。

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量（単位 kg/日）

C_{ni} ：表16の C_{ni} の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg/ℓ）

C_n 、 C_{no} ：表16の C_n 、 C_{no} の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg/ℓ）

Q_{ni} ：平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 m^3 /日）（4の項にあっては平成24年5月25日）

Q_n 、 Q_{no} ：特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 m^3 /日）

③ りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であって、同日以後許可の申請等の変更がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、平成24年5月25日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

ア 既設の指定地域内事業場（平成14年9月30日以前に設置されたもの）もしくは政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

イ 新・増設の指定地域内事業場（平成14年10月1日以後に特定施設の新增設が行われたもの及び今後新增設するもの）

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

ア、イの算式の符号は、それぞれ次のとおりです。

L_p ：排出が許容される汚濁負荷量（単位 kg/日）

C_{pi} ：表17の C_{pi} の欄に掲げるりん含有量（単位 mg/ℓ）

C_p 、 C_{po} ：表17の C_p 、 C_{po} の欄に掲げるりん含有量（単位 mg/ℓ）

Q_{pi} ：平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 m^3 /日）（4の項にあっては平成24年5月25日）

Q_p 、 Q_{po} ：特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 m^3 /日）

表15 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	50	30	
6	乳製品製造業	40	40	30	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	60	50	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	40	40	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	30	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	60	40	30	
12	冷凍水産物製造業				
13	冷凍水産食品製造業	60	50	40	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	(1)みかん缶詰製造工程	90	60	40
		(2)その他のもの	60	40	30
16	野菜漬物製造業	60	40	40	
17	味そ製造業	70	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業				
19	うま味調味料製造業	30	30	30	
20	ソース製造業				
21	食酢製造業				
22	砂糖精製業	40	40	40	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	40	
24	小麦粉製造業	40	40	30	
25	パン製造業	50	40	30	
26	生菓子製造業				
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	50	50	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)				
30	植物油脂製造業	50	50	40	
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業	50	50	40	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	60	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	40	40	
38	あん類製造業	70	70	50	
39	冷凍調理食品製造業	40	30	30	

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cc, Cco	Cci	Ccj
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	40	40	40
41	清涼飲料製造業	40	30	30
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業			
44	清酒製造業	(1)日平均排水量1,000m ³ 以上の事業場	40	40
		(2)日平均排水量1,000m ³ 未満の事業場		
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	20	20
46	インスタントコーヒー製造業			
47	配合飼料製造業			
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	(1)接着機洗浄水を循環するもの	30	30
		(2)その他のもの	40	40
75	木材薬品処理業	30	30	30
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	130

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	(1)精選行程においてドラム型洗浄機を使用しているもの	80	70	70
		(2)その他のもの	70	70	70
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	55	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業				
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50	
101	製版業				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業				
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)				
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業	(1)黄鉛製造工程を有するもの	60	60	50
		(2)その他のもの	20	20	20
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)硫化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程	70	70	60
		(2)希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程	50	50	50
		(3)その他のもの	20	20	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程	210	210	200
		(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	90	80
		(3) エピクロロヒドリン製造工程	150	140	130
		(4) その他のもの	60	60	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程	200	190	180
		(2) その他のもの	50	50	40
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	70	70
		(2) その他のもの	30	30	30
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程	70	70	60
		(2) クロロプレンゴム製造工程	140	140	130
		(3) その他のもの	40	40	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(1) 有機ゴム薬品製造工程	280	270	260
		(2) 有機農薬原体製造工程	200	190	170
		(3) その他のもの	50	50	50
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	40	
115	脂肪族系中間物製造業	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程	210	210	200
		(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	100	90
		(3) エピクロロドリン製造工程	150	140	130
		(4) その他のもの	60	60	50
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	120	110	
118	コールタール製品製造業	140	130	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程	250	210	190
		(2) その他のもの	50	50	30
120	プラスチック製造業	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	60	50
		(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程	60	60	50
		(3) その他のもの	30	30	30
121	合成ゴム製造業	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程	70	70	70
		(2) クロロプレンゴム製造工程	130	130	130
		(3) その他のもの	40	40	40
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1) 有機ゴム薬品製造工程	290	280	270
		(2) 有機農薬原体製造工程	230	210	170
		(3) その他のもの	50	50	50

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値		
			Cc, Cco	Cci	Ccj
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	30
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30
125	合成繊維製造業	(1)アクリル系繊維製造工程	60	50	40
		(2)その他のもの	30	30	20
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業		20	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		40	40	40
129	塗料製造業				
130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)平成8年9月1日前的特定施設に係るもの	80	80	70
		(2)その他のもの	80	80	60
132	医薬品製剤製造業		30	30	30
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		60	60	50
136	火薬類製造業	(1)硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程			
		(2)その他のもの	30	20	20
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	120	110
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業				
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		20	20	20
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		170	170	130
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)		40	40	40
147	石油精製業	(1)潤滑油製造工程を有するもの	30	30	30
		(2)その他のもの	20	20	20
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	(1)硫酸洗浄工程を有するもの	40	40	40
		(2)その他のもの	30	30	30
149	コークス製造業		180	180	90
150	石油コークス製造業		70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		20	20	20
154	なめしかわ製造業		100	100	100
155	毛皮製造業		50	50	50
156	板ガラス製造業		10	10	10
157	板ガラス加工業				
158	ガラス製加工素材製造業				

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値		
			Cc, Cco	Cci	Ccj
159	ガラス容器製造業		10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業		50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	30
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10
165	生コンクリート製造業				
166	コンクリート製品製造業				
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)				
168	黒鉛電極製造業		20	20	20
169	砕石製造業				
170	鉱物・土石粉碎等処理業				
172	うわ薬製造業				
173	高炉による製鉄業	(1)コークス炉を有するもの	50	40	30
		(2)その他のもの			
175	フェロアロイ製造業		20	20	20
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)				
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)				
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)				
181	冷間ロール成型形鋼製造業				
182	鋼管製造業		10	10	10
183	伸鉄業				
184	磨棒鋼製造業				
185	引抜鋼管製造業				
186	伸線業		20	20	20
187	ブリキ製造業				
188	亜鉛鉄板製造業				
189	めっき鋼管製造業				
190	めっき鉄鋼線製造業		10	10	10
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)				
192	鍛鋼製造業				
193	鍛工品製造業				
194	鋳鋼製造業		20	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)		10	10	10
196	鋳鉄管製造業				
197	可鍛鋳鉄製造業				
198	鉄粉製造業				
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)				

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値		
			Cc, Cco	Cci	Ccj
200	非鉄金属製造業	(1) 日平均排水量2,000m ³ 以上の事業場	10	10	10
		(2) 日平均排水量2,000m ³ 未満の事業場	20	10	10
201	電気めっき業		40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		20	20	20
203	一般機械器具製造業				
204	電子回路製造業				
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。) 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業				
206	輸送用機械器具製造業				
207	精密機械器具製造業		10	10	10
208	ガス製造工場		20	20	10
209	下水道業	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より硬度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの	20	20	20
		(2) その他のもの	20	20	20
210	空瓶卸売業		30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)		40	40	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	(1) 日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
		(2) 日平均排水量100m ³ 未満の事業場	60	50	40
213	飲食店	(1) 日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
		(2) 日平均排水量100m ³ 未満の事業場	60	50	40
		(3) 平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
214	宿泊業	(1) 日平均排水量100m ³ 以上の事業場	50	50	40
		(2) 日平均排水量100m ³ 未満の事業場	60	50	40
		(3) 平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
215	リネンサプライ業		60	50	40
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		60	50	30
218	写真業又は写真現像・焼付業		70	60	60
219	自動車整備業		30	30	30
220	病院	(1) 平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(2) その他のもの	50	40	40
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	(1) 処理対象人員が5,001人以上	30	30	30
		(2) 処理対象人員が2,000人以上5,000人以下	40	30	30
		(3) 処理対象人員が2,000人未満	60	40	30
		(4) 第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	60	40	30
		(5) 第二欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	20	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
		(6)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(7)備考(6)のうち、基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	20	20
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	(1)昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	80	80	40
		(2)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽	30	30	30
		(3)その他のもの	60	60	40
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1)日平均排水量が3,000m ³ 以上のもの	40	40	30
		(2)日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	50	40	30
		(3)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	30	30	20
		(4)昭和62年6月30日以前に設置されたもの	40	40	30
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜業				
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場				
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	40	30	20	
232	2の項から前項までに分類されないもの	(1)食料品製造業(5の項から40の項までに掲げるものを除く。)	70	40	30
		(2)窯業土石製品製造業(156の項から171の項までに掲げるものは除く。)	20	20	20
		(3)水道業及び工業用水道業			
		(4)自動式車輛洗浄施設を有するもの	40	30	30
		(5)指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221の項及び222の項に掲げるものを除く。)	60	40	30
		(6)その他のもの			

表 1 6 窒素含有量に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値	
		Cn、Cno	Cni
2	畜産農業	100	65
3	天然ガス鉱業	105	65
4	非金属鉱業	25	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	25
6	乳製品製造業	30	20
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	25
8	水産缶詰・瓶詰製造業	25	20
9	寒天製造業		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	50	30
12	冷凍水産物製造業		
13	冷凍水産食品製造業		
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	45	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	20
16	野菜漬物製造業	25	20
17	味そ製造業		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	50	30
19	うま味調味料製造業	25	20
20	ソース製造業	20	15
21	食酢製造業		
22	砂糖精製業	25	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	20
24	小麦粉製造業	25	20
25	パン製造業		
26	生菓子製造業		
27	ビスケット類・干菓子製造業		
28	米菓製造業		
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)		
30	植物油脂製造業		
31	動物油脂製造業		
32	食用油脂加工業		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		
34	穀類でんぷん製造業		
35	めん類製造業	30	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cn、Cno	Cni	
37	豆腐・油揚製造業	35	25	
38	あん類製造業	30	20	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	30	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業			
44	清酒製造業	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業			
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業			
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業			
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)			
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			(1)綿織物捺染工程
		(2)その他のもの	30	20
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	20	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)			
69	一般製材業又は木材チップ製造業			
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業			
75	木材薬品処理業			

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cn、Cno	Cni	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	25	20	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業			
90	手すき和紙製造業			
91	塗工紙製造業			
92	段ボール製造業			
93	重包装紙袋製造業			
94	セロファン製造業			
95	乾式法による繊維板製造業			
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)			
101	製版業			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			(1)アンモニア製造工程
		(2)アンモニア誘導品製造工程	350	200
		(3)尿素製造工程	1500	1200
		(4)その他のもの	80	40
103	複合肥料製造業	40	35	

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cn、Cno	Cni	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	(1)黄鉛顔料製造工程	400	300
		(2)その他のもの	70	40
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するもの)	3000	3000
		(2)酸化コバルト製造工程	440	440
		(3)モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するもの)	3000	3000
		(4)イットリウム酸化物製造工程	80	50
		(5)酸化銀製造工程	200	150
		(6)酸化ジルコニウム製造工程	200	150
		(7)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程	80	50
		(8)その他のもの	50	30
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	150	50
		(2)その他のもの	30	20
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	40	20
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	150	50
		(2)その他のもの	30	20
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	55	25
		(2)その他のもの	15	15
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)青酸誘導品含有排水を排出する工程	500	500
		(3)その他のもの	50	25
116	メタン誘導品製造業	40	20	
117	発酵工業	40	30	
118	コールタール製品製造業	900	900	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	150	80
		(2)その他のもの	20	15

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cn、Cno	Cni
120	プラスチック製造業	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	30	20
121	合成ゴム製造業	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	80	50
		(2)その他のもの	50	25
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	25
		(2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程	300	200
		(3)メラミン製造工程	1500	1000
		(4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	500	25
		(5)その他のもの	30	20
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		25	15
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	20	15
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		35	20
127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)			
129	塗料製造業			
130	印刷インキ製造業			
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	120	30
		(2)その他のもの	40	30
132	医薬品製剤製造業		20	15
133	生物学的製剤製造業			
134	生薬・漢方製剤製造業			
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業		25	20
137	農薬製造業		55	20
138	合成香料製造業			
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		50	20
143	写真感光材料製造業		20	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業			
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)		40	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cn、Cno	Cni
147	石油精製業		20	20
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		25	20
149	コークス製造業		800	600
150	石油コークス製造業		25	20
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)			
154	なめしかわ製造業		50	50
155	毛皮製造業		30	30
156	板ガラス製造業		25	20
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			
159	ガラス容器製造業			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業		20	15
166	コンクリート製品製造業		25	20
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)			
168	黒鉛電極製造業			
169	碎石製造業		30	25
170	鉱物・土石粉碎等処理業		25	20
172	うわ薬製造業			
173	高炉による製鉄業	(1)コークス製造工程	600	400
		(2)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(3)その他のもの	20	20
175	フェロアロイ製造業		20	10
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		20	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2)その他のもの	20	10
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2)その他のもの	20	10
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2)その他のもの	35	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cn、Cno	Cni
181	冷間ロール成型形鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
182	鋼管製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
183	伸鉄業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
184	磨棒鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
185	引抜鋼管製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	35	20
186	伸線業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
187	ブリキ製造業		20	10
188	亜鉛鉄板製造業		35	20
189	めっき鋼管製造業		30	20
190	めっき鉄鋼線製造業		25	20
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	30	20
192	鍛鋼製造業		20	10
193	鍛工品製造業			
194	鋳鋼製造業			
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業			
197	可鍛鋳鉄製造業			
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
200	非鉄金属製造業		25	20
201	電気めっき業	(1) 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	100	80
		(2) その他のもの	30	20
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	65	60
		(2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	70	60
		(3) その他のもの	25	20
203	一般機械器具製造業		30	20
204	電子回路製造業		25	20

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cn、Cno	Cni
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40	30
		(2)半導体素子製造工程	30	25
		(3)その他のもの	25	20
206	輸送用機械器具製造業	(1)自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	45	25
		(2)その他のもの	25	15
207	精密機械器具製造業	(1)時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)	40	20
		(2)その他のもの	25	20
208	ガス製造工場		25	20
209	下水道業	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	20	20
		(2)その他のもの	40	30
210	空瓶卸売業		30	25
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)		25	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			
213	飲食店		45	30
214	宿泊業			
215	リネンサプライ業		25	20
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			
218	写真業又は写真現像・焼付業		30	25
219	自動車整備業			
220	病院		40	30
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	(1)第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	30	25
		(2)その他のもの	45	35
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	(1)第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	40	35
		(2)その他のもの	50	40
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	10
		(2)その他のもの	30	20
224	ごみ処理業		25	20
225	廃油処理業		35	30

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cn、Cno	Cni
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		40	30
227	死亡獣畜取扱業		30	25
228	と畜業			
229	中央卸売市場			
230	地方卸売市場			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)			
232	2 の項から前項までに分類されないもの	(1)指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221の項及び222の項に掲げるものを除く。)	60	35
		(2)その他のもの	40	30

表 1 7 りん含有量に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cp、Cpo	Cpi	
2	畜産農業	10	8	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	3	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	3	
6	乳製品製造業	10	6	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	8	6	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	3.5	
9	寒天製造業			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	7.5	5	
12	冷凍水産物製造業			
13	冷凍水産食品製造業	8	4.5	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	8	6	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	8	4	
16	野菜漬物製造業	5.5	3.5	
17	味そ製造業	7.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	5	
19	うま味調味料製造業	5.5	4	
20	ソース製造業	7.5	5.5	
21	食酢製造業			
22	砂糖精製業	4	3	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	5.5	3.5	
24	小麦粉製造業	4	3.5	
25	パン製造業	6	4	
26	生菓子製造業			
27	ビスケット類・干菓子製造業			
28	米菓製造業	4	3	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	5.5	3.5	
30	植物油脂製造業	(1)米糠を原料として使用するもの	12	3.5
		(2)その他のもの	6	3.5
31	動物油脂製造業	4	3	
32	食用油脂加工業			
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	3.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	5	
35	めん類製造業	7.5	5.5	

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値	
		Cp, Cpo	Cpi
37	豆腐・油揚製造業	6	4
38	あん類製造業	5	4
39	冷凍調理食品製造業	8	4
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6	3.5
41	清涼飲料製造業	6	3
42	果実酒製造業	3.5	2.5
43	ビール製造業		
44	清酒製造業		
45	蒸留酒・混成酒製造業		
46	インスタントコーヒー製造業	3	2
47	配合飼料製造業		
48	単体飼料製造業		
49	有機質肥料製造業	2	1.5
50	たばこ製造業		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	4.5	3
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	4.5	

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値	
		Cp, Cpo	Cpi
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2.5	2
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		
75	木材薬品処理業		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く）		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に係るものを除く。）		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1.5
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2.5	2
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		
89	機械すき和紙製造業		
90	手すき和紙製造業	2.5	2
91	塗工紙製造業		
92	段ボール製造業		
93	重包装紙袋製造業		
94	セロファン製造業		
95	乾方法による繊維板製造業		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	3.5	2.5
101	製版業		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	10	10

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cp, Cpo	Cpi	
103	複合肥料製造業	10	10	
104	化学肥料製造業（前項に掲げるものを除く）	3	2	
105	ソーダ工業	4	2.5	
106	電炉工業	3	2	
107	無機顔料製造業			
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)りん及びりん化合物製造工程	21	4.5
		(2)その他のもの	3.5	2
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1)りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	7	6
		(2)その他のもの	4	2
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1)りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	7	6
		(2)その他のもの	3	2
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	5	2	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(1)りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	7	6
		(2)その他のもの	2	2
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	(1)りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	10	6
		(2)その他のもの	3	2
116	メタン誘導品製造業	3	2	
117	発酵工業	4	3	
118	コールタール製品製造業	3	2	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1)りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	15.5	6
		(2)その他のもの	5	3
120	プラスチック製造業	3	2	
121	合成ゴム製造業	3	2	
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)有機りん系農薬原体製造工程	60	3
		(2)その他のもの	5	3
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2.5	2	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業	2	1.5	

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cp, Cpo	Cpi
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2.5	2
127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)			
129	塗料製造業			
130	印刷インキ製造業			
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	8	5
		(2)その他のもの	6	5
132	医薬品製剤製造業		3	2
133	生物学的製剤製造業		3.5	
134	生薬・漢方製剤製造業		3	
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業		2	1.5
137	農薬製造業		3	2
138	合成香料製造業			
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		4	
143	写真感光材料製造業		3	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業			
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)			
147	石油精製業		2	2
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		2.5	2
149	コークス製造業			
150	石油コークス製造業			
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)			
154	なめしかわ製造業			
155	毛皮製造業			
156	板ガラス製造業			
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値	
		Cp, Cpo	Cpi
159	ガラス容器製造業	2.5	2
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		
165	生コンクリート製造業	2	1.5
166	コンクリート製品製造業	2.5	2
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)		
168	黒鉛電極製造業		
169	砕石製造業	3	2.5
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2.5	2
172	うわ薬製造業		
173	高炉による製鉄業	2	1.5
175	フェロアロイ製造業	2.5	2
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)		
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)		
181	冷間ロール成型形鋼製造業		
182	鋼管製造業		
183	伸鉄業		
184	磨棒鋼製造業		
185	引抜鋼管製造業		
186	伸線業		
187	ブリキ製造業		
188	亜鉛鉄板製造業		
189	めっき鋼管製造業		
190	めっき鉄鋼線製造業		
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)		
192	鍛鋼製造業		
193	鍛工品製造業		
194	鋳鋼製造業		
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)		

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基 準 値	
			Cp, Cpo	Cpi
196	鋳鉄管製造業		2.5	2
197	可鍛鋳鉄製造業			
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)			
200	非鉄金属製造業		3	2.5
201	電気めっき業	(1)りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	6	3
		(2)その他のもの	4	2.5
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	(1)溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	6	3
		(2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	25	5
		(3)その他のもの	4	2
203	一般機械器具製造業		2.5	2
204	電子回路製造業			
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	(1)民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	7	4
		(2)その他のもの	2.5	2
206	輸送用機械器具製造業	(1)自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	6	3
		(2)その他のもの	4	2
207	精密機械器具製造業		3	1
208	ガス製造工場		2	1.5
209	下水道業	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	2	2
		(2)その他のもの	4	3
210	空瓶卸売業		4.5	3.5
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)		4	3
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		6	4
213	飲食店		8	5
214	宿泊業		5	4.5
215	リネンサプライ業		8	6
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			
218	写真業又は写真現像・焼付業		4.5	3.5
219	自動車整備業			
220	病院		5	4.5

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基 準 値		
		Cp、Cpo	Cpi	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	(1)第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	3	2.5
		(2)その他のもの	5	3
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	(1)第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	3.5	3
		(2)その他のもの	8	5
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	3	2
		(2)その他のもの	6	3
224	ごみ処理業	4	3	
225	廃油処理業	5	4.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	4	2	
227	死亡獣畜取扱業	4.5	3.5	
228	と畜業	7	3.5	
229	中央卸売市場	4.5	3.5	
230	地方卸売市場			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4	3	
232	2の項から前項までに分類されないもの	(1)食料品製造業(5の項から40の項までに掲げるものを除く。)	8	6
		(2)指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221の項及び222の項に掲げるものを除く。)		
		(3)その他のもの	4	3

4 大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準

(1) 根拠法令

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成12年大分県規則第106号）

(2) 適用区域

県全域

(3) 規制項目

許容限度：カドミウム等32項目

負荷量基準：BOD等8項目

(4) 規制基準

ア 許容限度 下表のとおり

排水特定物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/ℓ
フッ素含有量	8 mg/ℓ

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	5 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³

イ 負荷量基準

負荷量基準は、次の式により算定した排水の負荷量です。

$$Q = \{k_1 (C_1 \cdot V_1) + k_2 (C_2 \cdot V_2) + k_3 (C_3 + V_3)\} / 10^3$$

Q 排水の負荷量（単位 1日につきキログラム）

C₁ V₁に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C₂ V₂に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C₃ V₃に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

V₁ 昭和47年4月20日前に設置されている施設及び設備（以下「施設等」という。同日前に設置の工事を行っている施設等を含む。）に係る日間平均排水量（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）が適用されない特定工場等にあつては、発電用冷却水を除く。以下同じ。）（単位 1日につき立方メートル）

V₂ 昭和47年4月20日以後平成12年12月23日前に設置されている施設等に係る日間平均排水量及び昭和47年4月20日以後平成12年12月22日前行われている施設等の構造・使用方法の変更により増加した日間平均排水量（単位 1日につき立方メートル）

V₃ 平成12年12月23日以後に設置される施設等に係る日間平均排水量及び平成12年12月23日以後に行われる施設等の構造・使用方法の変更により増加する日間平均排水量（単位 1日につき立方メートル）

k₁、k₂及びk₃ V₁、V₂及びV₃の値の区分ごとに次の表に定める係数。ただし、窒素含有量及び磷含有量にあつては、k₁を1.0とし、k₂をk₁に、k₃をk₂にそれぞれ読み替えて適用し、また、上乘せ排水基準が適用される特定工場等の上乗せ排水基準項目にあつては、k₁、k₂、k₃をそれぞれ1.0とする。

区分	V ₁ 、V ₂ 、V ₃ の値 (1日につき立方メートル)	k ₁	k ₂	k ₃
V ₁	3,000未満	1.0		
	3,000以上	0.9		

V 2	3, 000 未満		0. 9	
	3, 000 以上 10, 000 未満		0. 8	
	10, 000 以上 30, 000 未満		0. 7	
	30, 000 以上 100, 000 未満		0. 6	
	100, 000 以上 300, 000 未満		0. 5	
	300, 000 以上		0. 4	
V 3	3, 000 未満			0. 8
	3, 000 以上 10, 000 未満			0. 7
	10, 000 以上 30, 000 未満			0. 6
	30, 000 以上 100, 000 未満			0. 5
	100, 000 以上 300, 000 未満			0. 4
	300, 000 以上			0. 3

(注) 1 生物化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する。

2 特定工場等から排出される排水の負荷量は、次の式により算定するものとする。

$$Q' = \{ \Sigma (C' \cdot V') \} / 10^3 - H$$

この式において、 Q' 、 C' 、 V' 及び H は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q' 排出される排水の負荷量 (単位 1 日につきキログラム)

C' 各排水口における排水の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

V' 各排水口から排出される排水量 (単位 1 日につき立方メートル)

H 発電用冷却水に伴う負荷量 (単位 1 日につきキログラム)

付表

生物化学的酸素要求量	120
化学的酸素要求量	120
浮遊物質	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30
フェノール類含有量	5
窒素含有量	60
リン含有量	8

(注) 上乗せ排水基準が適用される特定工場等にあつては当該上乗せ排水基準の数値 (日間平均が定められている項目についてはその数値) を、排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令 (平成 5 年総理府令第 40 号) 附則別表第 2 の中欄に掲げる業種に属する特定工場等にあつては当該業種ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる許容限度の日間平均の数値をそれぞれこの表に定める数値に替えて適用する。